

知っ得

情報ボックス

魚介類摂取に伴う健康不安者を対象にした健診

鹿児島県および熊本県において、昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾またはその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安をお持ちになるかたを対象にした健診が実施されます。この健診は、水俣病被害者救済等特別措置法に基づき救済措置の申請を行わなかったかたが受診することができ、健診を希望されるかたは、事前に申し込みが必要です。なお、健康不安者健診の対象者として要件に該当し、県が登録をしたかたには、後日、健康不安者健診の実施事業者から、健診の日時や内容、予約方法など文書にて案内があります。

○申請書類

①健康不安をお持ちになる方に対する健診登録申込書

②魚介類入取申立書

③住民票（役場で発行）

○申込方法

持参または郵送

○必要書類配布先

県北薩地域振興局、役場

○健診内容

年1回の健診（診察・血液

検査）を無料で受診

○健診場所

〔鹿児島県〕

①鹿児島県民総合保健センター

②出水総合医療センター

〔熊本県〕

①熊本県総合保健センター

②国保水俣市立総合医療センター

③上天草市立上天草総合病院

④天草都市医師会立天草地域医療センター

※このほか新潟県、東京都、大阪府、愛知県、広島県、福岡県の実施医療機関で健診ができます。

◎問い合わせ先

県庁環境林務課環境保健係

☎099（286）2584

春の全国火災予防運動

春の全国火災予防運動が実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時期を迎え、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させることと、財産の損失を防ぐことを目的とします。空気が乾燥し、風の強い日が多くなりますので、火の取扱いは十分注意し、火災予防に心がけま

しょう。

○運動期間

3月1日（金）～7日（木）

○平成24年度全国統一防火標語

「消すまでは

出ない行かない 離れない」

◎問い合わせ先

阿久根地区消防組合東分遣所

☎（86）0119

3月7日から津波警報が変更になります

気象庁では、平成23年に起きた東北地方太平洋沖地震による津波被害の甚大さにかんがみ、3月7日正午から新しい発表基準や情報文による津波警報などの運用を開始します。津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後約3分で、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表し、その後、予想される津波の高さ、津波の到達予想時刻などの情報を発表します。

○津波警報・注意報などの主な変更内容

①マグニチュード8を超える巨大地震の場合は、その海域における最大級の津波を想定して「巨大」「高い」

という言葉で発表して非常事態であることを伝えます。

②警報が発表された時、これが最大だと誤解しないように「観測中」と発表することがあります。

◎問い合わせ先

鹿児島地方気象台防災業務課

☎099（250）9919

障害者の法定雇用率が改正

平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられます。「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対してその雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が法定雇用率以上となるよう義務付けています。

○民間企業

1.8%（現行）↓2.0%（改正）

○国、地方公共団体

2.1%（現行）↓2.3%（改正）

○都道府県の教育委員会

2.0%（現行）↓2.2%（改正）

◎問い合わせ先

出水公共職業安定所

☎（62）0685